

○社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業実施要綱

(平成 18 年出雲市告示第 100 号)

改正 平成 21 年 4 月 1 日告示第 145 号 平成 23 年 4 月 1 日告示第 137 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(対象となるサービス、費用及び軽減割合)

第 2 条 対象となるサービスは、社会福祉法人等による利用者負担軽減を行う旨島根県知事及び市長に申し出た社会福祉法人等が提供する介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護(以下「対象サービス」という。)とする。

2 生活保護受給者以外の者の対象となる費用は、前項に規定するサービスのほか食費、居住費及び宿泊費に係る利用者負担額(以下「利用者負担額」という。)とし、軽減の程度は、当該利用者負担額の 4 分の 1(老齢福祉年金受給者は 2 分の 1)を原則とする。

3 生活保護受給者の対象となる費用は、個室の居住費に係る利用者負担額のみとし、軽減の程度は当該利用者負担額の全額とする。

(対象者)

第 3 条 軽減の対象者は、次の各号の要件を全て満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担額等を総合的に勘案し、生計が困難であると市長が認めた者及び生活保護受給者とする。

(1) 市町村民税世帯非課税者であること。ただし、特別養護老人ホーム旧措置入所者として実質的に利用者負担の軽減をされている者を除く。

(2) 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。

(3) 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。

(4) 日常生活に供する資産以外に、活用できる資産がないこと。

(5) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

(6) 介護保険料を滞納していないこと。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別養護老人ホーム旧措置入所者として実質的に利用者負担の軽減をされている者が、ユニット型個室に入居した場合の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。

(軽減申請)

第4条 軽減を受けようとする者は、社会福祉法人等利用者負担軽減認定申請書(様式第1号)を、市長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかに審査し、軽減の可否を決定しなければならない。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、申請者に対し、その旨を社会福祉法人等利用者負担軽減決定通知書(様式第2号)により通知しなければならない。

(確認証の交付)

第6条 市長は、軽減の認定を受けた者(以下「認定者」という。)に対し、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(様式第3号。以下「軽減確認証」という。)を交付しなければならない。

- 2 軽減確認証の有効期間は、申請のあった日の属する月の初日から毎年6月末日までとする。
- 3 認定者は、対象サービスを利用する際には、軽減を行う社会福祉法人等にあらかじめ軽減確認証を提示しなければならない。

(社会福祉法人等に対する補助)

第7条 市長は、社会福祉法人等が認定者に利用者負担の軽減を行った場合には、当該法人等に助成を行うものとする。

- 2 助成の対象は、社会福祉法人等が軽減した総額(以下「軽減総額」という。)のうち、当該法人等の本来受領すべき利用者負担収入(軽減の対象となるものに限る。)の1パーセントを超えた部分とし、当該法人等の収支状況等を踏まえその2分の1の範囲で、当該法人等に助成を行う。
- 3 指定介護老人福祉施設に係る利用者負担額を軽減する社会福祉法人等については、前項の規定に関わらずその軽減総額のうち、当該法人等の本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10パーセントを超える部分について、全額を補助するものとする。
- 4 補助額の算定については、法第41条第1項及び第48条第1項第1号の規定により指定を受けた事業所の単位とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等は、市長が別に定める期間までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業費補助金交付申請書(様式第4号)
 - (2) 所要見込額調書総括表(様式第5号)
 - (3) 所要見込額調書個表(様式第6号及び様式第7号)
 - (4) 利用者負担収入見込額調書(様式第8号)
- (補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の交付申請について交付決定をしたときは、申請者に対し、社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業費補助金交付決定通知書(様式第9号)を送付するものとする。

2 補助金の交付決定には次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) この事業を中止し、又は廃止する場合においては、その旨を島根県知事等に申出たうえで、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 社会福祉法人等は、事業の補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、関係帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(事業の変更申請)

第10条 前条の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が事業の変更を行う場合には、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 所要見込額調書総括表
- (2) 所要見込額調書個表
- (3) 利用者負担収入見込額調書
- (4) 社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業変更申請書(様式第10号)

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度6月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第11号)
- (2) 事業実績書総括表(様式第12号)
- (3) 利用者負担収入額調書(様式第13号)
- (4) 軽減状況調書(様式第14号及び様式第15号)

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の事業報告書を提出した日から起算して7日以内に、社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業補助金請求書(様式第16号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、第11条及び前条に規定する実績報告書及び補助金の請求に基づき、補助金の額を確定した後、補助金を補助事業者に交付するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、その者に対し補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第15条 この要綱の施行に際し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年7月1日から平成20年6月30日までの助成に係る軽減対象者の特例)

2 第2条第2項中「食費、居住費及び宿泊費に係る利用者負担額」とあるのは、「食費、居住費及び宿泊費に係る利用者負担額(当該額が補足給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は、基準費用額)」と、第3条第1項第1号中「市町村民税世帯非課税者」とあるのは、「介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第154号)附則第23条第3項に規定する特定被保険者(同条第1項及び第2項に該当する者を除く。)」と、同条同項第2号中「150万円」とあるのは「190万円」と、第2条第3項中「4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)」とあるのは、「8分の1」と読み替えるものとする。

(平成21年4月1日から平成23年3月31日までの助成に係る対象サービス軽減割合の特例)

3 対象サービスに係る平成21年4月1日から平成23年3月31日までの軽減割合は、第2条第3項の規定にかかわらず、当該対象サービスの利用者負担額の28パーセント(老齢福祉年金受給者にあつては、53パーセント)とする。

附 則(平成21年4月1日告示第145号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日告示第137号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。